

第三百二十四回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第一号

本国会召集日(平成七年九月二十九日)(金曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

- 委員長 大木 正吾君
- 理事 加藤 卓二君 理事 近岡理一郎君
 - 理事 渡辺 省一君 理事 石井 啓一君
 - 理事 今井 宏君 理事 江田 五月君
 - 理事 山元 勉君 理事 中島 章夫君
 - 相沢 英之君 大石 千八君
 - 唐沢俊二郎君 佐藤 信二君
 - 鈴木 俊一君 武部 勤君
 - 津島 雄二君 虎島 和夫君
 - 宮路 和明君 石田幸四郎君
 - 貝沼 次郎君 塚田 延充君
 - 中井 洽君 野田 佳彦君
 - 弘友 和夫君 五十嵐広三君
 - 田口 健二君 宇佐美 登君
 - 松本 善明君 岡崎 宏美君

平成七年十月十七日(火曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。

恩給等に関する小委員

- 相沢 英之君 唐沢俊二郎君
- 虎島 和夫君 宮路 和明君
- 今井 宏君 貝沼 次郎君
- 塚田 延充君 五十嵐広三君
- 中島 章夫君 松本 善明君
- 恩給等に関する小委員長 宮路 和明君
- 在外公館に関する小委員 津島 雄二君
- 武部 勤君

第一類第一号 内閣委員会議録第一号 平成七年十月十七日

- 在外公館に関する小委員長 蓮実 進君
- 地域改善対策に関する小委員
- 石田幸四郎君 渡辺 省一君
 - 野田 佳彦君 江田 五月君
 - 宇佐美 登君 田口 健二君
 - 松本 善明君
 - 江田 五月君
- 在外公館に関する小委員
- 大石 千八君 久野統一郎君
 - 佐藤 信二君 鈴木 俊一君
 - 石井 啓一君 中井 洽君
 - 弘友 和夫君 山元 勉君
 - 中島 章夫君 松本 善明君
 - 山元 勉君
- 地域改善対策に関する小委員長 山元 勉君

平成七年十月十七日(火曜日)

午後零時四十八分開議

出席委員

- 委員長 大木 正吾君
- 理事 久野統一郎君 理事 宮路 和明君
 - 理事 石井 啓一君 理事 江田 五月君
 - 理事 山元 勉君 理事 宇佐美 登君
 - 理事 中島 章夫君
 - 相沢 英之君 唐沢俊二郎君
 - 鈴木 俊一君 武部 勤君
 - 津島 雄二君 虎島 和夫君
 - 蓮実 進君 伊藤 英成君
 - 石田幸四郎君 野田 佳彦君
 - 弘友 和夫君 五十嵐広三君
 - 松本 善明君 岡崎 宏美君
- 出席國務大臣

出席政府委員

- 國務大臣 江藤 隆美君
- (國務大臣) 衛藤征士郎君
- (防衛庁長官) 人事院総裁 弥富啓之助君
- 人事院事務総局 小堀紀久生君
- 給与局長 河野 昭君
- 総務庁長官官房 池ノ内祐司君
- 長 防衛庁人事局長 萩 次郎君
- 内閣委員会調査室長 松下 英彦君

委員外の出席者

委員の異動

- 十月二日
- 加藤 卓二君 補欠選任 蓮実 進君
 - 近岡理一郎君 久野統一郎君
- 同日
- 野田 佳彦君 補欠選任 安倍 基雄君
- 同日
- 安倍 基雄君 補欠選任 野田 佳彦君
- 同日
- 野田 佳彦君 補欠選任 白沢 三郎君
- 同日
- 野田 佳彦君 補欠選任

- 白沢 三郎君 野田 佳彦君
- 同日
- 野田 延充君 補欠選任 伊藤 英成君
- 同日
- 伊藤 英成君 補欠選任 塚田 延充君
- 同日

理事加藤卓二君及び近岡理一郎君同月二日委員
辞任につき、その補欠として宮路和明君及び久
野統一郎君が理事に当選した。

同日
理事中島章夫君同日理事辞任につき、その補欠
として宇佐美登君が理事に当選した。

九月二十九日
高齢社会対策基本法案(参議院提出、第三百三十
二回国会参法第六号)
十月十三日
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出第一〇号)
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出第一二号)
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改
正する法律案(内閣提出第一二二号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
理事の辞任及び補欠選任
国政調査承認要求に関する件

小委員会設置に関する件

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二〇号)

○大木委員長 これより会議を開きます。

まず、理事の辞任についてお諮りいたします。理事中島章夫君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任並びに委員の異動に伴い、現在理事が三名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じますが、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大木委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長は、理事に

久野統一郎君

宇佐美 登君

宮路 和明君

を指名いたします。

○大木委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国政に関する調査を行うため、本会期中行政機構並びにその運営に関する事項

恩給及び法制一般に関する事項

公務員の制度及び給与に関する事項

栄典に関する事項

以上の各事項について、衆議院規則第九十四条の規定により、議長に対して承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○大木委員長 次に、小委員会設置の件についてお諮りいたします。

恩給等調査のため小委員十名からなる恩給等に関する小委員会

在外公館にかかわる諸問題を調査するため小委員十名からなる在外公館に関する小委員会

地域改善対策調査のため小委員十名からなる地域改善対策に関する小委員会

をそれぞれ設置することとし、各小委員及び委員長を選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

小委員及び小委員長は、追って指名の上、公報をもってお知らせいたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可及び補欠選任につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○大木委員長 次に、内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を求めます。江藤総務庁長官。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○江藤國務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明を申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月一日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり実施することが適当であると認め、一般職の職員の給与に関する法律について所要の改正を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、俸給表のすべての俸給月額を、人事院勧告どおり改定することとしたしております。

第二に、初任給調整手当について、医師等に対する支給月額の限度額を三十万二千九百円に引き上げること等といたしております。

第三に、扶養手当について、満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある扶養親族たる子に係る加算額を、一人につき月額二千五百円に引き上げることとしたしております。

第四に、調整手当について、特別の法律に基づき官署の移転に関する計画その他の特別の事情により移転等をした官署に在勤する職員に係る特例措置を講ずることとしたしております。

第五に、住居手当について、単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が居住するための住宅を借り受けているものに係る特例措置を講ずることとしたしております。

第六に、通勤手当について、官署を異にする異

動等に伴い通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で、通勤のため新幹線鉄道等を利用するものに係る特例措置を講ずることとしたしております。

第七に、宿日直手当について、通常の宿日直勤務に係る支給額の限度額を勤務一回につき三千四百円に引き上げる等、所要の改善を図ることとしたしております。

第八に、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その限度額を日額三万八千三百円に引き上げることとしたしております。

以上のほか、施行期日、適用日、この法律の施行に必要な経過措置等について規定することとしたしております。

引き続きまして、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました一般職の職員の給与改定にあわせて、特別職の職員の給与について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額を、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げることとしたしております。

第二に、特別職の職員である常勤及び非常勤の委員に支給する日額手当の限度額を、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げることとしたしております。

以上のほか、施行期日、適用日等について規定することとしたしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○大木委員長 次に、衛藤防衛庁長官。

防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○衛藤防衛大臣 ただいま議題となりました防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて防衛庁職員の給与の改定等を行うものであります。

防衛庁職員の給与の改定等につきましては、参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を一般職の職員の給与改定の例に準じて改定するほか、一般職におけると同様、特別の法律に基づく官署の移転に関する計画その他の特別の事情により移転等をした官署に在勤する職員の調整手当について特例措置を講ずることとしております。

以上のほか、附則において、施行期日、適用日、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置等について規定しております。

なお、事務官等の俸給、扶養手当、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当等につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正によつて、同様の改定が防衛庁職員についても行われることとなります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○大木委員長 これにて各案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十月十九日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十七分散会

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十條の三第一項第一号中「二十九万九千円」を「三十万二千九百円」に改め、同項第二号中「五

万五百円」を「五万八千円」に改める。

第十一條第四項中「二千円」を「二千五百円」に改める。

第十一條の七第一項中「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項第一号中「貸間を含む」の下に「第三号において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

三 第十二條の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第十三條の規定による有料宿舎その他人事院規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているもの

又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定めるもの

第十一條の七第二項中「当該各号に掲げる額」の下に「（第一号又は第二号に掲げる職員のうち第三号に掲げる職員でもあるものについては、第一号又は第二号に掲げる額及び第三号に掲げる額の合計額）」を加え、同項に次の一号を加え、同

三 前項第三号に掲げる職員 第一号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

第十一條の六第一項中「以下」を「以下この項において」に、「第十一條の四又は前条」を「前三條」に、「前三條」を「第十一條の三から前条まで」に、「さらに」を「更に」に改め、同条第

二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第十一條の七とする。

2 前条第一項若しくは第二項の人事院規則で定める官署に在勤する職員（これらの規定の人事院規則で定める職員を除く。）又は同条第三項の人事院規則で定める官署に在勤する職員（移転職員等及び同項後段の人事院規則で定める職員に限る。）がその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは官署に係る調整手当の支給割合（第十一條の三第二項各号に掲げる割合をいう。以下「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による当該異動等の日の調整手当の支給割合に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは官署が第十一條の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該職員には、前三條又は前項ただし書若しくは次項の規定により当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による調整手当の支給割合（以下「みなし特例支給割合」という。）以上の支給割合

による調整手当を支給される期間を除き、第十条の三から前条まで又は前項若しくは次項の規定にかかわらず、当該異動等の日から三年を経過するまでの間（その間にみなし特例支給割合が異動等後の支給割合以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下同じ。）、当該官署に引き続き在勤するものとした場合に前条の規定により支給されることとなる調整手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から三年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は官署を異にして異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に対する調整手当の支給については、人事院の定めるところによる。

第十一條の五の次に次の一條を加える。
第十一條の六 第十一條の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する官署又は同項の人事院規則で定める官署（以下「調整手当支給官署」という。）が特別の法律に基づく官署の移転に關する計画その他の特別の事情による移転（人事院規則で定める移転に限る。）をした場合において、当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署に係る調整手当の支給割合（同条第二項各号に掲げる割合をいう。）が当該移転の日の前日の官署の所在していた地域若しくは官署に係る調整手当の支給割合（同項各号に掲げる割合をいう。以下「移転前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署

が同条第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該移転をした官署で人事院規則で定めるもの（以下「特別移転官署」という。）に在勤する職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、前二條の規定により当該官署に係るこの項の規定による調整手当の支給割合以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、前三條の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる特別移転官署の区分に応じ当該各号に定める割合で人事院規則で定めるものを乗じて得た月額の調整手当を支給する。

一 調整手当支給官署である特別移転官署 移転前の支給割合を当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一條の三第二項各号に掲げる割合に至るまで段階的に引き下げた割合
二 前号に掲げるもの以外の特別移転官署 移転前の支給割合を段階的に引き下げた割合
2 新たに設置された官署で特別移転官署の移転と同様の事情により設置されたものとして人事院規則で定める官署に在勤する職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、前二條の規定により当該官署に係るこの項の規定による調整手当の支給割合以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、前三條の規定にかかわらず、当該官署の設置に關する事情、当該官署の設置に伴う職員の異動の状況等を考慮して人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に前項各号の規定に準じて人事院規則で定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

3 調整手当支給官署が第一項に規定する特別の事情に準ずると認められる事情による移転（人事院規則で定める移転に限る。）をした場合において、当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署に係る調整手当の支給割合（第十一條の三第二項各号に掲げる割合をいう。）が当該移転の日の前日の官署の所在していた地域若しくは官署に係る調整手当の支給割合（同項各号に掲げる割合をいう。）に達しないこととなる時、又は当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署が同条第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に該当しないこととなる時、又は当該移転をした官署で人事院規則で定めるもの（以下「準特別移転官署」という。）に在勤する職員（当該移転の前日から引き続き準特別移転官署に在勤する職員その他これらの職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員（以下「移転職員等」という。）に限る。）には、人事院規則の定めるところにより、第一項の規定に準じて、調整手当を支給する。新たに設置された官署で準特別移転官署の移転と同様の事情により設置されたものとして人事院規則で定める官署に在勤

する職員（人事院規則で定める職員に限る。）についても、当該官署の設置に関する事情、当該官署の設置に伴う職員の異動の状況等を考慮して人事院規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、調整手当を支給する。

第十二条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「前項」を「前三項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事院規則で定めるもののうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額額は、前項の規定にかかわらず、人事院規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通

勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超えるときは、二万円）及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、検察官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。

第十三条の四第五項中「第十一条の六」の下に「又は第十一条の七」を加え、「同条」を「これら」に改める。

第十九条の二第二項中「三千三百円」を「三千四百円」に、「二万五千円」を「二万六千円」に、「六千円」を「六千四百円」に、「四千九百五十円」を「五千百円」に、「二万二千五百円」を「二万四千円」に、「九千円」を「九千六百円」に改め、同条第二項中「二万六千円」を「二万七千円」に改める。

第十九条の七第一項中「第十一条の七」を「第十一条の八」に改める。

第二十二條第一項中「三万八千円」を「三万八千三百円」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円
252,800	272,000	293,100	327,600	366,400	415,900
261,700	281,200	302,900	339,600	379,000	430,900
270,600	290,600	312,900	351,600	391,700	445,900
279,600	300,100	323,300	363,500	404,300	461,000
288,600	309,800	333,700	375,400	417,300	476,100
297,700	319,600	344,000	387,400	430,000	491,300
307,000	329,500	354,100	399,600	442,500	506,600
316,400	339,400	364,100	411,800	455,000	522,100
325,800	349,200	374,100	424,000	467,400	537,500
335,400	358,900	384,100	435,600	479,800	552,800
345,200	368,500	394,000	446,800	490,700	564,700
354,900	377,800	403,900	457,800	500,800	572,600
364,500	386,800	413,800	467,000	509,300	580,100
373,800	394,700	423,300	474,600	516,500	586,300
382,100	401,600	430,700	482,200	521,100	591,100
388,800	407,800	437,700	487,500		
395,200	413,200	442,300	492,100		
399,600	417,800	446,800	496,400		
403,900	422,300	451,100			
408,100	426,400	455,000			
412,300	430,300	458,800			
416,200	434,000				
419,900					
423,500					

し、第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

なつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、180,500円と

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 182,500	円 215,200	円 232,700
2	133,600	169,000	189,300	223,300	241,400
3	137,900	175,600	196,100	231,600	250,300
4	142,400	182,500	202,900	240,300	258,900
5	147,400	188,200	210,200	249,100	267,300
6	153,100	193,200	218,000	257,600	275,800
7	159,000	198,200	225,700	265,900	284,300
8	165,000	203,100	232,900	274,200	292,700
9	169,400	207,700	239,400	282,300	301,100
10	172,900	212,200	245,700	290,200	309,400
11	175,800	216,600	251,900	298,000	317,600
12	178,500	221,000	257,600	305,600	325,500
13	181,200	225,300	263,300	313,100	333,400
14	183,400	228,700	268,700	320,500	341,000
15	185,500	231,800	274,000	327,200	347,200
16	187,100	234,900	278,800	333,500	353,000
17		238,000	283,200	338,100	358,100
18		240,900	287,000	342,200	362,300
19		242,900	290,500	346,200	366,200
20			293,300	349,100	369,800
21			296,000	351,800	372,900
22			298,600	354,500	376,000
23			301,100	357,300	379,200
24			303,500	360,200	382,300
25			305,900	362,900	385,100
26			308,200	365,500	387,900
27			310,500	367,900	
28			312,800	370,300	
29			315,100		
30			317,300		
31			319,500		
32			321,700		

備考（一） この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただ
 （二） 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとする。

ロ 行政職俸給表(二)

職階の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	162,900	180,900	197,800	223,300	251,300
2	119,700	169,400	186,500	203,600	230,100	258,500
3	123,400	175,100	192,100	209,900	236,900	265,800
4	127,000	180,800	197,800	216,500	243,800	273,700
5	130,500	185,800	203,500	223,200	250,600	281,600
6	134,500	190,700	209,700	229,800	257,300	289,900
7	139,200	195,700	216,000	235,900	263,900	298,300
8	143,900	200,700	222,200	241,700	270,000	306,900
9	149,800	205,800	228,300	247,500	275,800	315,300
10	155,800	211,000	234,100	253,300	281,400	323,400
11	162,700	216,200	239,700	258,600	287,000	331,400
12	169,200	221,200	245,200	263,800	292,700	339,400
13	174,800	226,000	250,400	268,800	298,300	347,200
14	180,100	230,800	255,500	273,900	303,800	354,200
15	184,600	235,500	260,500	278,900	309,300	361,000
16	188,900	239,800	265,200	284,000	314,700	367,700
17	193,200	243,900	270,200	288,500	319,900	374,200
18	197,100	247,800	275,200	292,800	324,700	380,100
19	200,600	251,400	279,800	296,500	329,300	385,500
20	203,500	254,100	284,000	300,000	333,500	390,500
21	206,500	256,400	287,200	303,400	337,400	395,300
22	209,500	258,700	290,100	306,600	341,000	399,600
23	212,400	260,800	292,700	309,600	343,800	403,000
24	215,200	262,900	295,200	312,600	346,600	
25	217,600	264,900	297,500	315,300	349,000	
26	219,900	266,900	299,800	317,900	351,400	
27	222,100	269,000	302,100	320,300	353,800	
28	224,300	271,100	304,400	322,600		
29	226,400	273,100	306,600	324,800		
30	228,400	275,000	308,800	327,000		
31	230,300	276,900	310,800	329,200		
32	232,100	278,700				
33		280,600				

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表（第六条関係）

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
1	円 —	円 216,400	円 254,300	円 294,000	円 327,600	円 366,400	円 415,900
2	154,000	224,600	263,300	303,700	339,600	379,000	430,900
3	160,600	233,100	272,600	313,500	351,600	391,700	445,900
4	169,600	242,300	281,800	323,600	363,500	404,300	461,000
5	176,500	251,100	291,200	334,000	375,400	417,300	476,100
6	183,600	259,600	300,700	344,300	387,400	430,000	491,300
7	190,400	268,000	310,400	354,300	399,600	442,500	506,600
8	197,200	276,400	320,100	364,200	411,800	455,000	522,100
9	204,000	284,700	329,900	374,100	424,000	467,400	537,500
10	211,100	293,100	339,700	384,100	435,600	479,800	552,800
11	218,900	301,400	349,400	394,000	446,800	490,700	564,700
12	226,300	309,700	359,100	403,900	457,800	500,800	572,600
13	233,400	317,700	368,600	413,800	467,000	509,300	580,100
14	239,900	325,500	377,900	423,300	474,600	516,500	586,300
15	246,200	333,400	386,900	430,700	482,200	521,100	591,100
16	252,400	340,600	394,700	437,700	487,500		
17	258,000	346,000	401,600	442,300	492,100		
18	263,400	350,200	405,900	446,800	496,400		
19	268,700	354,100	410,100	451,100			
20	274,000	357,400	414,300	455,000			
21	278,800	360,600	418,500	458,800			
22	283,200	363,500	422,600				
23	287,000	366,400	426,700				
24	290,500	369,300	430,300				
25	293,300						

- 備考（一） この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
- （二） 1級の6号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、181,600円とする。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円
282,500	301,900	322,800	354,600	390,300	430,500
291,800	311,800	332,900	364,700	402,800	442,600
301,100	321,700	343,000	374,900	415,200	454,700
310,800	331,600	353,100	385,100	426,800	466,700
320,700	341,500	363,200	395,500	438,000	479,100
330,600	351,400	373,300	405,800	448,400	491,300
340,500	361,200	383,400	416,200	458,500	506,600
350,400	371,300	393,700	426,400	468,600	522,100
360,100	381,300	404,000	436,700	478,700	537,500
369,900	391,400	414,400	446,800	488,700	552,800
379,900	401,500	424,600	456,800	498,700	564,700
390,000	411,600	434,700	466,600	508,600	572,600
400,100	421,700	444,700	476,200	518,400	580,100
410,200	429,600	454,600	485,800	526,200	586,300
419,800	437,400	463,500	495,000	530,600	591,100
426,700	444,300	471,300	499,900		
433,300	449,900	476,100	504,300		
438,800	455,300	480,900	508,400		
443,300	459,600	485,600			
447,600	463,900	489,600			
451,600	467,800	493,400			
455,600	471,500				
459,300					
462,900					

る職員で人事院規則で定めるものに適用する。

なつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、207,600円と

別表第三 税務職俸給表 (第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 209,900	円 243,800	円 262,800
2	149,200	192,000	217,300	252,400	271,700
3	155,400	199,100	224,100	261,300	280,600
4	162,400	205,800	230,900	270,200	289,700
5	169,600	211,300	237,600	279,100	298,500
6	176,900	215,600	244,800	288,000	307,200
7	185,200	219,900	252,000	296,800	316,100
8	192,100	224,400	257,700	305,200	325,100
9	194,900	227,700	263,400	313,600	333,600
10	197,600	230,900	269,100	321,600	342,100
11	199,600	233,900	274,600	329,600	349,300
12	201,600	236,900	279,900	337,400	355,700
13	203,400	239,900	284,400	343,100	361,900
14	205,000	242,900	288,600	347,900	368,100
15		245,000	292,400	352,400	373,800
16			296,000	356,700	379,300
17			298,200	360,300	384,100
18				363,600	388,200
19				366,500	392,300
20				369,400	396,000
21				371,900	398,800
22				374,400	
23				376,800	
24					

備考 (一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事す
 (二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとする。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円
282,500	301,900	322,800	354,600	390,300	430,500
291,800	311,800	332,900	364,700	402,800	442,600
301,100	321,700	343,000	374,900	415,200	454,700
310,800	331,600	353,100	385,100	426,800	466,700
320,700	341,500	363,200	395,500	438,000	479,100
330,600	351,400	373,300	405,800	448,400	491,300
340,500	361,200	383,400	416,200	458,500	506,600
350,400	371,300	393,700	426,400	468,600	522,100
360,100	381,300	404,000	436,700	478,700	537,500
369,900	391,400	414,400	446,800	488,700	552,800
379,900	401,500	424,600	456,800	498,700	564,700
390,000	411,600	434,700	466,600	508,600	572,600
400,100	421,700	444,700	476,200	518,400	580,100
410,200	429,600	454,600	485,800	526,200	586,300
419,800	437,400	463,500	495,000	530,600	591,100
426,700	444,300	471,300	499,900		
433,300	449,900	476,100	504,300		
438,800	455,300	480,900	508,400		
443,300	459,600	485,600			
447,600	463,900	489,600			
451,600	467,800	493,400			
455,600	471,500				
459,300					
462,900					

で人事院規則で定めるものに適用する。

なつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、202,300円と

別表第四 公安職俸給表 (第六条関係)

イ 公安職俸給表 (一)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 —	228,300	263,300
2	155,700	170,900	196,600	235,800	272,300
3	162,300	177,900	204,500	244,200	281,400
4	169,200	187,000	212,400	253,000	290,500
5	176,000	196,400	219,500	262,000	299,500
6	184,400	203,600	226,500	271,000	308,200
7	193,700	210,700	233,500	280,100	317,100
8	200,900	217,700	240,500	289,100	325,700
9	208,000	224,100	248,500	298,100	334,500
10	215,000	230,700	256,300	306,300	343,100
11	221,300	237,700	264,200	314,600	351,400
12	227,900	244,500	272,100	322,900	359,900
13	234,900	252,200	280,100	331,100	368,100
14	241,600	259,800	287,800	339,300	376,500
15	249,300	267,600	295,500	347,000	384,700
16	256,900	275,300	303,400	354,900	392,900
17	264,200	282,400	311,500	362,800	400,600
18	270,900	289,500	319,700	370,800	407,500
19	277,300	296,600	327,900	378,800	413,900
20	283,900	303,500	335,600	386,500	418,200
21	290,500	310,400	343,500	394,100	422,100
22	296,900	317,100	351,400	401,000	425,900
23	303,500	323,800	359,400	407,400	429,500
24	309,700	330,400	367,400	411,700	433,100
25	315,600	337,100	375,100	415,400	436,300
26	321,700	344,000	382,700	419,100	439,500
27	327,600	351,000	389,600	422,600	
28	333,000	357,200	396,000	426,200	
29	337,400	362,600	400,300	429,200	
30	341,600	367,500	404,000	432,200	
31	346,100	372,400	407,700		
32	350,500	375,700	411,200		
33	353,100	378,800	414,800		
34		381,900	417,800		
35		385,100	420,700		
36		387,800			

備考 (一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員

(二) 3級の3号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとする。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円
282,500	301,900	322,800	354,600	390,300	430,500
291,800	311,800	332,900	364,700	402,800	442,600
301,100	321,700	343,000	374,900	415,200	454,700
310,800	331,600	353,100	385,100	426,800	466,700
320,700	341,500	363,200	395,500	438,000	479,100
330,600	351,400	373,300	405,800	448,400	491,300
340,500	361,200	383,400	416,200	458,500	506,600
350,400	371,300	393,700	426,400	468,600	522,100
360,100	381,300	404,000	436,700	478,700	537,500
369,900	391,400	414,400	446,800	488,700	552,800
379,900	401,500	424,600	456,800	498,700	564,700
390,000	411,600	434,700	466,600	508,600	572,600
400,100	421,700	444,700	476,200	518,400	580,100
410,200	429,600	454,600	485,800	526,200	586,300
419,800	437,400	463,500	495,000	530,600	591,100
426,700	444,300	471,300	499,900		
433,300	449,900	476,100	504,300		
438,800	455,300	480,900	508,400		
443,300	459,600	485,600			
447,600	463,900	489,600			
451,600	467,800	493,400			
455,600	471,500				
459,300					
462,900					

人事院規則で定めるものに適用する。

なつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、207,600円と

ロ 公安職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 —	円 —	209,900	円 243,800	円 262,800
2	149,200	192,000	217,300	252,400	271,700
3	155,600	199,100	224,100	261,300	280,600
4	163,100	205,800	230,900	270,200	289,700
5	170,900	211,300	237,600	279,100	298,500
6	178,700	216,600	244,800	288,000	307,200
7	185,700	221,600	252,000	296,800	316,100
8	192,100	226,500	258,500	305,200	325,100
9	196,400	231,200	264,900	313,600	333,600
10	200,400	235,700	271,300	321,600	342,100
11	204,400	240,400	277,500	329,600	350,100
12	208,400	245,600	283,300	337,400	357,900
13	212,100	250,800	289,000	344,200	365,600
14	215,500	255,800	294,700	350,000	373,100
15	218,800	260,400	300,500	355,500	380,000
16	222,100	264,600	305,300	360,600	386,200
17	225,300	268,300	310,100	364,600	392,000
18	227,900	272,000	314,400	368,200	396,500
19	230,500	274,100	318,000	371,800	400,800
20	232,800		320,800	375,200	404,600
21	234,800		323,300	378,400	407,900
22			325,800	381,000	410,700
23			328,300	383,500	
24			330,800	385,900	
25			333,300		
26			335,500		

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で

(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとする。

別表第五 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	247,600	289,600	324,300	361,400	446,200
2	160,400	212,300	256,100	300,900	335,400	374,500	459,300
3	169,700	220,700	264,800	312,000	346,700	387,600	472,300
4	179,100	228,900	275,000	323,100	357,800	400,600	485,300
5	188,500	236,400	285,100	334,000	368,800	413,500	498,100
6	198,700	243,800	295,200	344,500	379,600	426,200	510,500
7	208,600	250,600	304,700	354,800	390,200	438,800	522,600
8	215,000	257,300	314,000	364,600	400,500	451,200	534,300
9	220,800	264,900	322,300	374,200	410,600	463,200	544,900
10	225,200	271,900	330,600	383,400	420,600	474,700	553,700
11	228,800	278,600	338,900	392,000	430,300	486,100	562,400
12	232,400	284,900	346,900	401,300	439,800	497,200	570,400
13	235,900	290,600	354,600	410,700	448,800	506,800	577,600
14	239,300	296,200	362,200	419,600	457,500	515,500	583,400
15	242,600	300,900	369,800	427,400	464,900	523,100	588,000
16	245,800	305,600	377,100	435,100	471,100	530,200	
17	249,000	310,200	384,300	442,600	476,900	536,600	
18	252,200	313,500	390,900	448,300	482,300	541,500	
19	254,300	316,800	394,800	452,700	487,400	546,300	
20			398,600	457,100	492,400	550,500	
21			402,200	461,300	496,800	554,600	
22			405,800	465,500	500,700		
23			409,400	469,600	504,600		
24			412,700	473,600	508,500		
25			416,000	477,400			
26			419,300	481,100			
27			422,700	484,800			
28			426,100				

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表 (二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 —	円 —	円 200,100	円 225,800	円 257,000	円 289,000
2	135,900	170,200	206,700	232,700	265,000	297,000
3	139,700	177,800	212,600	240,200	273,300	305,000
4	144,400	186,200	219,000	248,300	281,000	313,000
5	150,000	193,400	225,700	256,600	288,000	321,100
6	155,800	199,600	232,600	264,500	294,600	329,500
7	162,800	205,900	240,100	272,300	301,100	338,000
8	169,900	211,000	248,100	278,900	307,400	346,600
9	176,900	216,800	256,200	285,300	313,500	354,900
10	184,900	222,600	263,900	291,700	319,500	363,200
11	192,000	228,600	271,200	297,700	325,500	371,600
12	198,000	234,800	277,600	303,400	331,500	380,100
13	204,200	240,600	283,900	308,500	337,500	388,200
14	209,200	246,700	290,100	313,600	343,300	396,000
15	214,200	252,700	295,700	318,500	349,000	403,100
16	219,100	258,400	301,200	323,100	354,500	409,900
17	223,900	264,100	305,900	327,400	359,500	416,500
18	228,400	269,500	310,600	331,400	364,200	422,700
19	233,300	274,900	315,200	335,400	367,600	428,700
20	237,600	279,600	319,100	338,900	370,900	434,300
21	240,800	283,400	322,600	342,400	374,200	439,400
22	243,800	286,500	325,600	345,300	377,400	443,800
23	245,800	289,600	328,600	348,000	380,700	447,500
24		292,300	331,100	350,600	384,000	
25		294,700	333,500	353,100	387,000	
26		296,900	335,900	355,600	389,900	
27		299,000	338,300	358,100	392,800	
28		301,100	340,700	360,600		
29		303,200	343,000			
30			345,200			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	246,700	281,700	353,600
2	159,700	200,900	255,800	292,700	365,700
3	167,500	209,400	265,000	303,800	377,800
4	177,400	218,100	274,400	314,900	390,000
5	187,700	227,100	284,300	326,100	402,300
6	195,200	236,200	294,300	337,300	414,400
7	202,400	245,300	304,600	348,500	426,300
8	209,700	254,400	315,100	359,700	438,200
9	217,800	263,400	325,000	370,800	450,100
10	226,700	272,500	334,900	381,900	462,100
11	233,800	281,700	344,800	392,500	474,200
12	242,200	290,700	354,600	402,100	486,400
13	250,200	299,700	364,400	411,500	498,600
14	257,900	307,500	374,200	420,600	511,100
15	265,100	315,300	383,800	429,400	523,900
16	272,300	322,100	392,900	437,800	535,900
17	278,800	328,800	401,800	445,900	546,700
18	285,200	335,400	410,200	453,900	557,300
19	291,500	341,900	418,300	461,400	567,700
20	297,400	348,100	426,000	468,700	577,600
21	303,300	354,300	433,600	475,900	586,700
22	308,700	360,500	441,000	483,000	593,700
23	313,700	366,600	447,500	489,500	598,800
24	318,700	372,600	453,900	496,000	603,600
25	322,800	378,400	458,100	502,000	
26	326,700	383,600	461,900	506,300	
27	330,500	387,600	465,700	509,900	
28	334,100	391,200	469,500	513,400	
29	336,800	394,600	472,800		
30	339,400	398,000	476,000		
31	342,000	401,400			
32	344,500	404,800			
33	346,900	408,100			
34	349,300	411,300			
35	351,700	414,400			
36	354,100	417,400			
37	356,500				
38	358,900				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 教育職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円	円	303,500	円
2	146,300	189,300	313,500	402,900
3	152,700	196,000	323,500	413,100
4	159,700	202,800	333,500	423,300
5	167,500	210,100	343,500	433,400
6	176,400	217,600	353,600	443,400
7	185,900	225,600	363,600	453,400
8	192,400	233,800	373,500	463,500
9	198,900	242,200	383,400	473,600
10	205,400	250,700	393,300	483,900
11	212,200	259,400	403,000	494,400
12	219,200	269,100	412,600	505,200
13	226,700	278,800	422,000	514,900
14	234,300	288,600	431,200	523,600
15	242,000	298,400	440,300	531,300
16	249,900	308,200	449,400	535,900
17	257,600	318,100	458,400	
18	265,200	328,000	467,600	
19	272,700	337,900	476,800	
20	279,400	347,600	485,300	
21	285,900	357,200	493,700	
22	292,000	366,700	501,900	
23	298,100	376,000	508,900	
24	304,200	385,300	513,100	
25	310,300	393,800		
26	316,300	401,800		
27	322,300	409,800		
28	328,300	417,800		
29	333,900	425,800		
30	338,100	432,700		
31	342,100	439,400		
32	345,800	444,900		
33	349,200	450,000		
34	351,800	454,900		
35	354,300	459,400		
36	356,700	462,400		
37	359,000			
38	361,300			
39	363,500			
40	365,700			

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職俸給表 (三)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 262,900	円 398,500
2	146,300	161,800	273,000	407,400
3	152,700	170,000	283,100	416,300
4	159,700	178,900	293,300	425,200
5	167,500	189,300	303,500	434,100
6	176,400	196,000	313,500	443,000
7	185,900	202,800	323,500	452,100
8	192,400	210,100	333,500	460,700
9	198,800	217,600	343,500	468,800
10	205,200	225,600	353,500	476,700
11	211,600	233,800	363,400	484,300
12	218,200	242,200	372,500	491,900
13	225,100	250,700	381,400	498,600
14	232,300	259,400	390,100	503,900
15	239,200	269,100	398,600	508,000
16	246,000	278,800	406,800	
17	252,600	288,600	415,000	
18	259,000	298,400	423,200	
19	265,400	308,200	431,400	
20	271,300	318,100	439,500	
21	276,800	328,000	447,100	
22	282,100	337,800	453,900	
23	287,000	347,400	460,300	
24	291,700	356,900	465,500	
25	295,500	365,400	470,000	
26	299,200	373,700	473,800	
27	302,700	381,700	477,000	
28	305,700	389,200	480,000	
29	308,200	396,600		
30	310,600	403,300		
31	312,800	409,900		
32	315,000	416,400		
33	317,100	422,300		
34		428,100		
35		433,100		
36		437,600		
37		442,000		
38		445,800		
39		448,400		

備考 (一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額に7,900円をそれぞれ加算した額とする。

二 教育職俸給表(四)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 —	円 202,000	円 246,700	円 303,800	円 450,000
2	168,400	210,000	255,800	314,900	462,000
3	178,900	218,400	265,000	326,100	474,000
4	189,900	227,300	274,400	337,300	486,000
5	200,900	236,300	284,300	348,500	498,100
6	207,600	245,300	294,300	359,700	510,700
7	214,800	254,400	305,000	370,800	523,500
8	222,100	263,400	315,900	381,900	535,600
9	229,700	272,500	327,100	392,500	546,400
10	237,300	281,700	338,200	403,400	557,000
11	245,100	290,900	349,300	414,400	567,400
12	253,500	300,700	360,400	426,300	577,300
13	261,400	310,500	371,400	438,200	586,400
14	269,000	320,400	382,000	450,100	593,500
15	276,500	329,900	392,400	462,100	598,600
16	283,700	339,300	402,300	474,100	603,400
17	290,700	348,500	411,800	486,100	
18	297,300	357,400	420,700	498,200	
19	303,600	366,300	429,400	510,800	
20	309,300	375,100	437,600	521,500	
21	314,700	383,800	445,400	528,500	
22	320,000	392,300	452,900	535,300	
23	325,300	400,800	459,800	542,100	
24	330,100	409,200	466,600	548,900	
25	334,700	417,100	473,000	555,000	
26	339,000	424,900	478,800	559,900	
27	342,300	432,400	484,500	564,200	
28	345,600	439,300	488,800		
29	348,900	446,100	492,600		
30	352,200	452,000	496,100		
31	355,400	457,700			
32	358,300	463,400			
33	361,100	467,400			
34	364,000	470,800			
35	366,900	474,100			
36	369,800				

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表 (第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	251,500	292,500	337,400
2	133,700	181,700	261,100	302,500	349,700
3	138,000	191,600	270,900	312,800	361,900
4	143,100	200,000	280,800	323,200	374,100
5	149,200	208,700	290,700	333,900	386,300
6	156,800	217,800	300,600	344,500	399,500
7	165,000	226,200	310,700	354,700	412,800
8	173,600	234,600	320,900	364,500	426,700
9	181,800	243,000	331,200	374,200	440,700
10	188,700	251,300	341,200	383,900	454,500
11	195,900	259,100	350,400	393,500	468,300
12	203,300	266,600	359,200	403,000	482,100
13	210,700	273,900	367,300	412,400	495,700
14	218,200	281,000	374,600	421,800	508,800
15	226,400	288,000	381,500	431,100	521,900
16	234,500	294,700	388,400	440,200	535,000
17	240,700	301,400	395,100	449,300	548,100
18	246,800	308,200	401,700	458,200	559,400
19	252,800	315,100	408,200	467,100	567,900
20	258,700	322,000	414,000	474,700	575,300
21	264,300	328,800	419,600	482,200	581,500
22	269,900	335,600	424,700	487,700	586,900
23	275,300	342,400	429,600	492,400	591,100
24	280,600	347,800	434,000	496,400	
25	285,600	353,000	438,300		
26	289,700	356,900	441,900		
27	293,600	360,600	445,400		
28	296,600	364,300			
29	299,600	367,900			
30	302,400	371,400			
31	304,900	374,600			
32	307,400				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表（第六条関係）

イ 医療職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 —	円 291,800	円 330,100	円 422,400
2	233,200	303,800	342,400	435,200
3	242,800	315,800	354,800	447,500
4	253,500	327,900	367,200	459,700
5	264,600	340,100	379,600	471,700
6	276,400	352,300	392,100	483,600
7	288,200	364,600	404,600	495,300
8	300,100	376,900	417,600	506,500
9	312,000	389,300	430,200	517,700
10	323,600	401,800	442,400	528,900
11	333,500	413,200	454,400	540,000
12	343,000	423,800	465,900	550,500
13	352,400	433,900	477,300	560,900
14	361,800	443,600	488,500	571,200
15	371,100	453,200	499,500	580,800
16	380,300	462,700	510,300	590,100
17	389,400	472,100	520,600	598,800
18	397,200	481,400	530,900	605,900
19	402,400	488,800	541,100	611,200
20	407,600	495,700	549,100	616,000
21	410,700	501,800	556,900	
22		506,200	562,400	
23		510,600	567,700	
24		515,000	572,700	
25		519,300	577,100	
26		523,000	581,400	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表 (二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	202,900	225,600	261,700	302,900	338,100	404,400
2	138,100	174,500	209,600	233,600	271,000	312,900	349,900	417,200
3	143,600	180,900	216,600	242,000	280,400	322,900	361,700	430,000
4	150,200	187,300	224,500	250,400	289,800	332,900	373,600	443,000
5	156,800	193,600	232,400	258,800	299,200	342,900	385,500	456,100
6	164,100	199,900	240,600	267,200	308,700	352,800	397,600	469,200
7	171,400	206,200	248,800	275,600	318,400	362,800	410,000	482,900
8	177,500	212,400	257,000	284,200	328,100	372,800	422,500	497,000
9	183,500	219,100	265,300	292,800	337,800	382,900	434,600	510,700
10	188,600	226,300	273,600	301,500	347,500	393,100	446,200	524,300
11	193,700	233,200	281,800	310,000	357,100	403,200	457,500	532,400
12	198,700	239,800	289,800	318,300	366,300	413,200	467,000	539,800
13	203,500	246,200	297,700	326,500	375,300	422,900	474,600	546,900
14	208,000	252,600	305,500	334,600	383,700	430,500	482,200	553,700
15	212,500	258,400	313,300	342,400	390,700	437,600	489,700	559,100
16	216,900	264,000	320,900	348,700	397,400	442,300	494,200	563,600
17	221,200	269,400	328,000	354,600	403,000	446,800	498,500	
18	225,500	274,700	334,700	360,300	408,400	451,100		
19	229,000	279,500	339,600	364,400	412,800	455,000		
20	232,100	284,100	344,300	368,400	417,000	458,800		
21	235,100	287,600	348,200	372,300	421,200			
22	237,600	290,300	351,300	375,800	424,900			
23	239,600	293,000	354,100	379,100	428,500			
24		295,500	356,900	382,100				
25		297,700	359,600	384,900				
26		299,900	362,200	387,700				
27		302,100	364,800	390,500				
28		304,300	367,200					
29			369,600					
30			372,000					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で
人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表 (三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	218,200	239,900	270,700	306,600	340,000
2	151,100	177,600	224,700	247,100	279,100	316,200	351,900
3	156,600	185,900	232,300	254,400	287,500	326,200	363,800
4	162,500	194,700	239,600	261,700	295,900	336,400	375,800
5	168,500	200,300	246,800	269,100	304,300	346,500	387,800
6	176,500	205,900	254,000	276,800	312,700	356,500	400,200
7	184,800	211,700	261,200	284,500	321,100	366,500	413,000
8	193,000	217,900	268,400	292,300	329,400	376,600	425,200
9	197,900	224,400	275,700	300,100	337,400	386,900	437,200
10	202,900	231,600	283,200	308,000	345,300	397,300	449,000
11	207,900	238,800	290,800	315,700	353,200	408,000	460,800
12	213,100	246,000	298,300	323,300	361,200	418,400	471,600
13	218,500	253,200	305,700	330,700	369,200	428,400	480,800
14	223,800	260,400	313,000	338,100	377,400	438,300	489,700
15	229,400	267,500	320,300	345,500	385,600	448,100	498,100
16	234,900	274,600	327,300	352,700	393,800	456,800	505,600
17	240,500	281,700	334,100	360,000	401,400	465,400	510,600
18	246,100	288,700	340,900	367,000	408,200	473,600	514,900
19	251,700	295,400	347,500	374,000	413,500	481,000	518,900
20	257,200	302,200	354,100	380,200	418,400	485,900	
21	262,400	309,000	360,700	386,000	423,200	490,100	
22	267,600	315,400	366,900	391,600	427,300	493,800	
23	272,100	321,800	372,300	396,000	430,800		
24	276,700	328,200	377,600	399,900	433,500		
25	281,000	334,400	382,100	403,600			
26	285,200	339,300	385,800	407,200			
27	288,900	343,500	389,400	410,200			
28	292,400	347,600	392,400	412,800			
29	295,200	351,300	395,400				
30	297,900	353,800	398,200				
31	300,500	356,200	400,700				
32	303,000	358,500					
33	305,500	360,900					
34	307,700	363,300					
35	309,900	365,700					
36	312,100	368,100					
37	314,300	370,500					
38	316,500	372,900					
39	318,700						
40	320,900						
41	323,100						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表 (第六条関係)

号	俸	俸 給 月 額
1		円 580,000
2		643,000
3		714,000
4		792,000
5		854,000
6		918,000
7		1,001,000
8		1,082,000
9		1,160,000
10		1,242,000
11		1,315,000
12		1,343,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十一條の七（同條を第十一條の八とする部分を除く）、第十二條並びに第十九條の二第一項及び第二項の改正規定は、平成八年一月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、平成七年四月一日から適用する。

3 平成七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間は、人事院規則で定める。

4 切替日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

7 施行日から平成八年三月三十一日までの間ににおける異動者の号俸等の調整
おいて、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員は、当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の法の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

8 改正後の法第十一條の六の規定は、平成四年四月一日前に移転した官署又は同日前に新たに設置された官署に在勤する職員については、適用しない。

9 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

11 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正
国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「第十一條の六」の下に、「第十一條の七」を加える。

理由
人事院の国会及び内閣に対する平成七年八月一日付けの給与改定に関する報告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当及び宿日直手当の額の改定を行うとともに、特別の法律に基づく官署の移転に関する計画その他の特別の事情により移転等をした官署に在勤する職員の調整手当、単身赴任手当を支給される職員で配偶者等が居住するための住宅を借り受けているものの住居手当及び官署を異にする異動等に伴い通勤のため新幹線鉄道等を利用する職員の通勤手当について特別措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「百三十三万二千円」を「百三十四万三千円」に改め、同條第三項中「百六十三万円」を「百六十四万五千円」に、「八十四万六千円」を「八十五万四千円」に改める。

第四條第二項中「三万八千円」を「三万八千三百円」に、「六万九千五百円」を「七万百円」に改める。

第九條中「三万八千円」を「三万八千三百円」に改める。

別表第一俸給月額の欄中「二、二三四、〇〇〇円」を「二、二五四、〇〇〇円」に、「一、六三〇、〇〇〇円」を「一、六四五、〇〇〇円」に、「一、五六一、〇〇〇円」を「一、五七五、〇〇〇円」に、「一、三三三、〇〇〇円」を「一、三四三、〇〇〇円」に改める。

別表第二俸給月額の欄中「一、五六一、〇〇〇円」を「一、五七五、〇〇〇円」に、「一、三三三、〇〇〇円」を「一、三四三、〇〇〇円」に、「一、一六〇、〇〇〇円」を「一、一七一、〇〇〇円」に、「一、一六〇、〇〇〇円」を「一、一七一、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額の欄中「四九八、四〇〇円」を「五〇三、九〇〇円」に、「四六一、四〇〇円」を「四六六、九〇〇円」に、「四二二、〇〇〇円」を「四二七、五〇〇円」に、「三八〇、三〇〇円」を「三八五、二〇〇円」に、「三三八、九〇〇円」を「三四三、三〇〇円」に、「三三五、〇〇〇円」を「三〇九、〇〇〇円」に、「二七九、五〇〇円」を「二八三、一〇〇円」に、「二五九、二〇〇円」を「二六二、六〇〇円」に改める。

附則
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、平成七年四月一日から適用する。

(給与の内払)
2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

理由
一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員給与等に関する法律の一部
を改正する法律

防衛庁の職員給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「から第十一条の六まで及び」を、「、第十一条の五、第十一条の七第一項及び第二項並びに」に、「総理府令の」を、「総理府令で」に改め、同条第三項前段中「第十一条の六」を「第十一条の七」に改め、同項後段中「同法第十一条の三第二項」の下に、「、第十一条の五並びに第十一条の六第一項及び第二項」を加え、「次の各号」を「同法第十一条の三第二項中「次の各号」に改め、「、人事院の定める」とあるのは「総理府令の定める」と、「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び営外手当」とを削り、「超えない」との下に、「、同条並びに第十一条の七第一項及び第二項中「人事院の定める」とあるのは「総理府令で定める」とを、「第十一条の六第一項」の下に「及び第十一条の七第一項」を加え、「同項各号」を「同法第十一条の六第一項及び第三項並びに第十一条の七第一項中「同項各号」に、「第十一条の三第二項各号に掲げる」とあるのは「第十一条の三第二項に規定する」と、「人事院の定める」とあるのは「総理府令の定める」と、同条第二項を「同法第十一条の六第一項及び第三項並びに第十一条の七」に改める。
第二十五条第二項中「十万二千八百円」を「十万四千二百円」に改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表 (第四条-第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指定職
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
1	236,400	321,900	359,800	402,500	456,800	1	580,000
2	245,300	332,700	372,900	416,300	473,300	2	643,000
3	255,600	343,700	386,100	430,200	489,800	3	714,000
4	265,200	355,100	399,300	444,100	506,300	4	792,000
5	277,600	366,500	412,400	458,200	522,900	5	854,000
6	287,500	377,900	425,500	472,300	539,600	6	918,000
7	298,800	388,900	438,900	486,100	556,400	7	1,001,000
8	308,900	399,900	452,300	499,800	573,500	8	1,082,000
9	319,200	410,900	465,700	513,400	590,400	9	1,160,000
10	329,600	421,900	478,500	527,000	607,200	10	1,242,000
11	340,300	432,800	490,800	539,000	620,300	11	1,315,000
12	351,000	443,700	502,800	550,100	628,900		
13	361,900	454,500	512,900	559,400	637,100		
14	372,800	465,000	521,300	567,300	644,000		
15	383,600	473,100	529,600	572,400	649,300		
16	394,200	480,800	535,500				
17	404,800	485,800	540,700				
18	415,000	490,800	545,700				
19	424,900	495,400					
20	433,500	499,800					
21	441,100	504,200					
22	447,900						
23	453,900						
24	459,200						
25	463,500						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

条の三、第二十八条の三関係)

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
244,100	235,000	226,400	220,700	220,800	—	188,700	173,400	—	158,800	151,500
252,500	239,000	235,100	229,400	229,300	211,800	201,100	181,000	173,400	166,100	
260,900	243,100	243,000	237,200	237,100	220,500	211,300	188,700	181,000	170,500	
269,400	250,800	250,700	245,000	244,900	229,200	219,500	197,700	185,400		
278,700	258,500	258,400	252,700	252,600	237,000	227,300	207,200	189,800		
288,100	266,300	266,200	260,500	260,300	244,800	235,000	214,800			
297,500	275,000	274,900	269,200	269,000	252,500	242,400	221,900			
307,500	283,700	283,600	277,900	277,700	260,200	249,700	228,600			
317,100	292,400	292,300	286,500	286,300	268,900	257,000	233,500			
326,500	301,200	300,800	295,000	294,800	277,500	264,400				
335,900	310,000	309,300	303,500	303,300	286,100	272,600				
345,300	318,600	317,800	312,000	311,800	294,600	280,700				
354,600	327,200	326,400	320,500	320,300	303,100	288,800				
363,900	335,800	335,000	329,100	328,900	311,500	296,900				
373,200	344,800	343,800	337,900	337,600	319,800	303,700				
382,100	353,800	352,700	346,800	346,500	328,100	310,400				
390,900	362,800	361,700	355,800	355,400	336,300	316,900				
399,700	371,400	370,300	364,400	364,000	344,400	322,500				
408,500	380,000	378,900	373,000	372,600	352,200	327,200				
417,300	388,600	387,500	381,600	381,200	359,800					
426,000	397,100	396,000	390,100	389,700	367,400					
434,700	405,600	404,500	398,600	398,200	375,000					
442,700	414,100	413,000	407,100	406,700	382,500					
449,700	422,500	421,400	415,300	414,900	389,900					
455,500	430,400	429,300	423,200	422,800	397,100					
461,100	437,500	436,400	430,300	429,900	403,600					
466,500	443,400	442,200	436,100	435,700	409,300					
471,700	449,200	447,800	441,700	441,300	414,000					
476,700	454,700	453,300	447,200	446,600						
481,500	460,000	458,600	452,500	451,300						
486,200	465,300	463,900	457,800	456,000						
490,900	470,300	468,900	462,800							
495,600	475,000	473,600	467,500							
	479,700	478,300	472,200							
	484,400	483,000								

将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び受ける職員は、備考（一）の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるもの額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考

別表第二 自衛官俸給表 (第四条、第五条、第六条、第二十七

階級 号俸	陸海空	将将将	陸海空	将将将	補補補	1 1 1	等 等 等	陸海空	佐 佐 佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
	俸給月額		俸給月額		俸給月額			俸給月額		俸給月額		
	(一)	(二)	(一)	(二)	(三)							
1	580,000	580,000	486,700	445,600	427,200	374,400	339,600	316,400	271,500			
2	643,000	643,000	503,600	459,300	440,800	386,700	350,700	326,800	281,300			
3	714,000	714,000	520,600	473,000	454,600	400,200	363,100	337,200	292,700			
4	792,000	792,000	537,600	486,700	468,200	413,700	374,400	348,300	302,700			
5	854,000	854,000	554,800	502,800	481,600	427,200	385,700	359,400	312,700			
6	918,000	918,000	572,000	518,900	494,800	440,800	397,000	370,500	322,700			
7	1,001,000	1,001,000	589,400	535,000	507,100	454,600	408,300	381,600	332,700			
8	1,082,000		606,200	552,100	518,900	468,200	419,700	392,700	342,700			
9	1,160,000		622,700	568,700	530,800	481,600	431,100	403,800	352,700			
10	1,242,000		635,400	583,900	543,300	494,000	442,600	414,900	362,700			
11	1,315,000		644,300	598,100	555,500	505,800	454,200	425,900	372,300			
12			653,100	611,400	566,900	516,900	465,800	436,900	381,700			
13			661,900	621,200	576,500	527,900	477,300	447,900	391,000			
14			670,700	627,400	585,100	536,300	488,600	458,900	400,200			
15				633,600	590,400	544,500	499,900	469,800	409,400			
16				639,800	595,700	550,500	511,000	477,600	418,600			
17					600,900	556,200	519,300	485,000	427,800			
18					606,100	561,800	527,100	491,200	436,900			
19					611,300	567,100	533,000	496,700	445,800			
20						572,300	538,900	502,200	453,200			
21							577,400	507,700	460,100			
22							582,400	513,200	465,700			
23							587,400	518,700	471,100			
24								523,800	476,300			
25								528,900	481,300			
26								533,900	486,300			
27									491,300			
28									496,000			
29									500,700			
30									505,400			
31												
32												
33												
34												
35												

備考 (一) 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸空将補の (二) 欄に定める額の俸給を支給するものとする。
 (二) この表の陸将補、海将補及び空将補の (一) 欄に定める額の俸給の支給とする。
 (三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の (一) 欄又は (二) 欄に定め處して、政令で定める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成七年四月一日から適用する。

(俸給の切替)

2 平成七年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛庁の職員の給与等に関する法律（次項において「法」という。）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

3 前項の規定により切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五條第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第八條第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替)

4 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の旧俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間における異動者の俸給月額等)

5 切替日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。）による改正前の一般職給与法別表第一若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員のうち、総理府令で定める職員の新たな規定による当該適用の日又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

6 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(施行日から平成八年三月三十一日までの間における異動者の俸給月額等の調整)

8 施行日から平成八年三月三十一日までの間において、新たに新法別表第一若しくは別表第二又は一般職給与改正法による改正後の一般職給与法別表第一若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又は

その受ける俸給月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず旧法の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から新法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(調整手当に関する経過措置)

9 新法第十四條第二項及び第三項において準用する一般職給与改正法による改正後の一般職給与法第十一條の六の規定は、平成四年四月一日前に移転した官署又は同日前に新たに設置された官署に在勤する職員については、適用しない。

(給与の内払)

10 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、特別の法律に基づく官署の移転に関する計画その他の特別の事情により移転等をした官署に在勤する職員の調整手当について特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。